

2025年4月吉日

お客さま各位

貸金庫「副鍵」の本部保管および規定の改定について

平素は、山梨県民信用組合をご利用いただきまして、誠にありがとうございます。

このたび当組合では、貸金庫をご契約のお客さまに安心して貸金庫をご利用いただけるよう、貸金庫の副鍵（予備鍵）を各営業店での保管から、下記の通り本部で一括保管する方式へ変更いたしますとともに、マネー・ローンダリングや貸金庫の不正利用等防止の観点から、貸金庫規定・全自動式貸金庫規定を一部改定いたします。

当組合では、今後も管理態勢の強化やサービスの改善に努めてまいりますので、何卒ご理解ご協力賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 「副鍵」の本部保管について

内容：契約中の貸金庫の副鍵は、すべて本部で保管、管理を行います。

実施時期：2025年4月より

留意事項：今後、副鍵のお取り寄せに数日を要することになります。正鍵の紛失や解約等の場合には、事前にお取引店へご連絡をお願いいたします。

2. 貸金庫規定・全自動式貸金庫規定の一部改定について

改定内容：マネー・ローンダリングや貸金庫の不正利用等防止の観点から、リスクが高いと考えられる物品等（現金含む）の格納はお断りする旨を追加

【貸金庫規定・全自動式貸金庫規定】

改定前	改定後
<p>第1条 格納品の範囲</p> <p>1. 貸金庫には次に掲げるものを格納することができます。</p> <p>(1) 公社債券、株券その他の有価証券</p> <p>(2) 預金通帳、証書、契約証書、権利書その他の重要書類</p> <p>(3) 貴金属、宝石その他の貴重品</p> <p>(4) 前各号に掲げるものに準ずると認められるもの</p> <p>2. 当組合は前項各号に掲げるものについても、相当の理由があるときは格納をお断りすることがあります。</p> <p><u>3. 【追加】</u></p>	<p>第1条 格納品の範囲</p> <p>1. 貸金庫には次に掲げるものを格納することができます。</p> <p>(1) 公社債券、株券その他の有価証券</p> <p>(2) 預金通帳、証書、契約証書、権利書その他の重要書類</p> <p>(3) 貴金属、宝石その他の貴重品</p> <p>(4) 前各号に掲げるものに準ずると認められるもの</p> <p>2. 当組合は前項各号に掲げるものについても、相当の理由があるときは格納をお断りすることがあります。</p> <p><u>3. マネー・ローディングや貸金庫の不正利用等防止の観点から、リスクが高いと考えられる物品等（現金含む）の格納はお断りします。</u></p>

令和2年4月1日 現在

令和7年4月8日 現在

以上

《本件に関するお問い合わせ》
山梨県民信用組合 事務部
TEL 055-220-7841

